

第 9 回
東京都国土利用審議会
議事録

令和2年1月28日（火）

東京都

第9回 東京都国土利用審議会 議事日程

令和2年1月28日(火)

東京都庁第一本庁舎北塔42階特別会議室A

会 議 次 第

1 開 会

2 事務局挨拶

3 委員の紹介

4 会長選出

5 会長挨拶

6 議 事

議案 東京都土地利用基本計画の変更について
(都市地域の拡大)

7 閉 会

○審議会委員

会 長	中 井 検 裕	出 席	委 員	秋 田 典 子	欠 席
委 員	宇 野 求	出 席	委 員	杉 浦 賢 次	出 席
委 員	須 藤 正 敏	出 席	委 員	水 流 潤 太 郎	出 席
委 員	中 川 雅 之	出 席	委 員	西 尾 昇 治	出 席
委 員	町 野 静	出 席	委 員	薬 袋 奈 美 子	出 席
委 員	吉 住 健 一	欠 席	委 員	村 木 英 幸	欠 席
委 員	三 辻 利 弘	欠 席	委 員	馬 場 信 男	出 席
委 員	の が み 純 子	出 席	委 員	大 場 や す の ぶ	出 席
委 員	清 水 ひ で 子	出 席	委 員	山 口 拓	出 席
委 員	奥 澤 高 広	出 席	委 員	上 田 令 子	出 席
委 員	渡 辺 裕 一	出 席	委 員	五 十 嵐 京 子	欠 席
委 員	原 島 幸 次	欠 席			

○東京都出席者

東京都技監（都市整備局長兼務）

佐 藤 伸 朗

都市整備局

次長（総務部長事務取扱）

桜 井 政 人

技 監

上 野 雄 一

都市整備局都市づくり政策部

部 長

小 野 幹 雄

広域調整課長

山 本 清 彦

土地利用計画課長

高 橋 竜 太 郎

港湾局離島港湾部

部 長

片 寄 光 彦

管理課長

松 本 克 己

午後 2 時 00 分開会

○山本広域調整課長

大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただ今より第 9 回東京都国土利用審議会を開催させていただきます。

私は事務局を担当しております都市整備局都市づくり政策部広域調整課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて進めさせていただきます。

初めに、定足数について御報告申し上げます。現在 23 名の委員の方のうち 16 名の委員の方に御出席いただいております。東京都国土利用審議会条例第 6 条第 3 項に定める 2 分の 1 以上の出席という要件を満たしております、本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、あらかじめ申し上げますが、本審議会は運営規則第 10 条第 1 項の規定により、原則公開となっております。

次に、本日、御用意させていただいた資料につきまして説明させていただきます。

東京都では、会議等のペーパーレス化を推進しておりまして、この審議会におきましても、今回、新たな取組といたしまして、タブレット端末を用いて会議を開催させていただきます。

お手元には、タブレット端末のほかに、議事次第、裏面に資料一覧、委員名簿、座席表、東京都土地利用基本計画の冊子をお配りしております。

大きいほうのタブレット端末につきましては、会議の進行に合わせまして、事務局のほうで操作させていただきますので、委員の皆様には、画面を御覧になっていただければと思います。もし、左下に非同期という表示がされていたら、タッチしていただきまして、同期に切り替えていただきますよう、お願いいたします。

小さいほうのタブレット端末につきましては、委員の皆様には御自由に操作いただくことができます。

タブレット端末内の資料ですが、小さいほうの端末におきまして、ファイル一覧に示してございますとおり、議事次第、委員名簿、座席表、審議資料のほか、参考資料としまして、東京都土地利用基本計画の制度、国土利用計画法の抜粋、東京都国土利用審議会条例、東京都国土利用審議会運営規則、東京都国土利用審議会の会議の公開に関する取扱要綱を御用意しております。

タブレット端末の操作につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、画面を指で軽くタッチしていただくことで項目の選択をしていただくことができます。

次に、画面に触れたまま左右になぞるように指を動かしていただきますと、前後のページに移動することができます。

文字や図が見にくい場合には、2つの指を画面に触れたまま指の間を広げていただくことで画面を拡大することも可能ですし、逆に指の間を狭めていただくことで、縮小することもできます。

資料を開いている状態で、左上のファイル一覧にタッチしていただければ、ファイル一覧に戻ることができます。

タブレット端末の画面が映らないなど、不具合がございましたら、事務局の職員までお声がけいただくようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、事務局を代表し、東京都技監都市整備局長兼務の佐藤より御挨拶申し上げます。

○佐藤都技監

東京都技監の佐藤でございます。事務局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げますと存じます。

本日は、御多用のところ、東京都国土利用審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から都の都市づくりにつきまして特段の御理解と御協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本審議会は国土利用計画法に基づき設置されたものでございまして、知事の諮問に応じて、東京都土地利用基本計画に関する事項などにつきまして調査、審議をいただくものでございます。

都の土地利用につきましては、安全・安心で快適に暮らせる都市の実現、そして持続的発展に不可欠な地球環境との共生や国際競争力の強化など、様々な観点を考慮するとともに、それらの相互の関連性にも留意して質的向上を図るなど、総合的かつ計画的に進めることとしております。

こうした方針に即しまして、本日は、計画の対象となる都市地域の拡大に伴いまして、大島町など、島しょ部における「東京都土地利用基本計画の変更」につきまして、諮問させていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当のほうから御説明申し上げますが、皆様方には活発な御議論、御審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○山本広域調整課長

続きまして、事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。委員名簿を御覧ください。名簿の順に従いまして、まず、学識経験者の委員の皆様から御紹介させていただきます。

千葉大学大学院園芸学研究科准教授の秋田典子委員でございますが、本日、御都合により欠席されております。

続きまして、東京理科大学工学部教授の宇野求委員でございます。

○宇野委員

宇野でございます。よろしく申し上げます。

○山本広域調整課長

日本労働組合総連合会東京都連合会会長の杉浦賢次委員でございます。

○杉浦委員

杉浦でございます。

○山本広域調整課長

東京都農業協同組合中央会会長の須藤正敏委員でございます。

○須藤委員

須藤でございます。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

長岡造形大学理事長の水流潤太郎委員でございます。

○水流委員

水流です。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

東京工業大学環境・社会理工学院教授の中井検裕委員でございます。

○中井委員

中井でございます。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

日本大学経済学部教授の中川雅之委員でございます。

○中川委員

中川です。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

東京商工会議所常務理事の西尾昇治委員でございます。

○西尾委員

西尾です。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

弁護士の町野静委員でございます。

○町野委員

町野です。よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

続きまして、日本女子大学家政学部教授の葉袋奈美子委員でございますが、出席と御連絡を受けておりますが、ただ今遅れているようでございますので、いらっしゃいましたら御案内させていただきます。

次に、特別区及び市町村の長を代表する委員の皆様を御紹介させていただきます。

新宿区長の吉住健一委員、あきる野市長の村木英幸委員、大島町長の三辻利弘委員ですが、本日、御都合によりまして、お三方とも欠席となっております。

続きまして、東京都議会議員の委員の皆様を御紹介させていただきます。

馬場信男委員でございます

○馬場委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

のがみ純子委員でございます。

○のがみ委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

大場やすのぶ委員でございます。

○大場委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

清水ひで子委員でございます。

○清水委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

山口拓委員でございます。

○山口委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

奥澤高広委員でございます。

○奥澤委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

上田令子委員でございます。

○上田委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

次に、特別区議会及び市町村の議会の議長を代表する委員の皆様を御紹介させていただきます。

品川区議会議長の渡辺裕一委員でございます。

○渡辺委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

小金井市議会議長の五十嵐京子委員と奥多摩町議会議長の原島幸次委員でございますが、本日、御都合により欠席されております。

途中でございますが、今、お見えになりましたので御紹介させていただきます。

日本女子大学家政学部教授の葉袋奈美子委員でございます。

○葉袋委員

よろしくお願いいたします。

○山本広域調整課長

以上で、委員の皆様の紹介を終わります。

次に、事務局を務めます東京都の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、都市整備局の職員でございます。

先ほど御挨拶申し上げましたが、東京都技監都市整備局長兼務の佐藤でございます。

○佐藤都技監

佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本広域調整課長

都市整備局次長、総務部長事務取扱の桜井でございます。

○桜井次長

桜井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○山本広域調整課長

技監の上野でございます。

○上野技監

上野でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本広域調整課長

都市づくり政策部長の小野でございます。

○小野都市づくり政策部長

小野でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本広域調整課長

都市づくり政策部土地利用計画課長の高橋でございます。

○高橋土地利用計画課長

高橋でございます。よろしくお願ひします。

○山本広域調整課長

次に、港湾局の職員ですが、離島港湾部長の片寄でございます。

○片寄離島港湾部長

片寄でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本広域調整課長

離島港湾部管理課長の松本でございます。

○松本管理課長

松本でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本広域調整課長

そのほか、後列に担当職員が出席しております。

以上で紹介を終わります。

それでは、次第に沿いまして、会長選出に移らせていただきます。

本審議会は、2年を1期としておりまして、本日の審議会は、新たな会期での初めての開催となります。そこでまず、新たに会長選出をお願いいたします。

審議会の会長につきましては、東京都国土利用審議会条例第5条第2項によりまして、学識経験を有する委員のうちから委員の互選によって定めると規定しております。

会長の選出につきまして、委員の皆様方の御発言をお願いいたします。

(中川委員挙手)

○山本広域調整課長

中川委員、お願いいたします。

○中川委員

都市計画や土地利用について広く精通されまして、かつ審議会での御経験も豊富な中井検裕委員に引き続き会長をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○山本広域調整課長

ただ今、中川委員から中井委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本広域調整課長

ありがとうございます。皆様から異議なしとのお声をいただきましたので、中井委員に引き続き会長をお願いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中井委員

お引き受けさせていただきます。

○山本広域調整課長

ありがとうございます。それでは、中井会長、よろしくをお願いいたします。どうぞ、会長席のほうへお移りください。

なお、本日、御審議いただいた結果につきましては、御答申という形で本審議회를代表いたしまして、中井会長から賜りたいと存じます。

それでは、中井会長、この後の議事の進行をよろしくをお願いいたします。

○中井会長

それでは、ただ今、会長に推挙いただきました中井でございます。どうぞよろしくお願

いたします。最初ですので、簡単に御挨拶させていただきます。

最初に事務局からもございましたように、本審議会は国土利用計画法に基づく法定審議会でございます。東京都の土地利用の基本的な枠組みを審議していただく審議会でございます。大変重要な案件を審議する審議会ということですが、円滑な進行に努めたいと思いますので、どうぞ皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、今期の最初ということで、何点か決めておくことがございます。

まず、会長代理の指名についてでございます。東京都国土利用審議会条例第5条第4項によりますと、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するというようになっております。

私のほうから、会長代理は水流委員にお願いしたいと思います。水流委員、いかがでしょうか。

○水流委員

承知いたしました。

○中井会長

ありがとうございます。それでは、水流委員を会長代理とするということでよろしくお願ひいたします。

次に、議席についてでございます。運営規則第4条によれば、委員等の議席はあらかじめ会長が定めるとされております。委員の皆様におかれましては、現在お座りの議席ということで御了解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

また、運営規則第11条第2項によりこの審議会の議事録は原則公開となっておりますので、皆様、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

本日は、傍聴の方はいらっしゃいますか。

○山本広域調整課長

おりません。

○中井会長

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日、議事として用意されておりますのは1件「東京都土地利用基本計画の変更」でございます。こちらを皆様に御審議いただくことといたします。

事務局の皆様には、案件の説明、答弁に当たりましては、要領よく行っていただくようお願いいたします。委員の皆様も御質問、御意見は、付議されている案件につきまして簡潔をお願いをできればと思います。進行への御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について、まず事務局より御説明をお願いいたします。

○高橋土地利用計画課長

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長の高橋でございます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

本日、御審議いただく議案は「東京都土地利用基本計画の変更」でございます。

冒頭、土地利用基本計画の制度について簡単に御説明いたします。

お手元のタブレットに表示してございます参考資料1「東京都土地利用基本計画の制度」1ページの体系図左側、点線の枠内を御覧いただけますでしょうか。

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づきまして、国土利用計画の全国計画を基本として、都が定めているものでございます。本計画は、都道府県レベルにおける土地利用の調整と、大枠の方向づけを行うもので、土地利用別の区域を示す「計画図」と、土地利用の調整等に関する事項を定める「計画書」で構成されてございます。

1ページの体系図右側にお示ししているように、土地利用基本計画では、国土利用計画法第9条に基づきまして「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の五地域を定めることとなっております。

これらの地域は「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」に定める区域に即して、それぞれ指定してございます。このため、都市計画法など各個別規制法におきまして、各地域の変更を行う場合は、その内容や規模等から本計画についても必要に応じて変更を行うこととなり、グレーに網かけしている「都市地域」が、今回の変更の対象となっております。

また、土地利用基本計画におきましては、五地域が重複する地域におきまして、適正かつ合理的な土地利用を図るために、土地利用に関する調整指導方針が定められてございます。

具体的な事例として、2ページを御覧ください。この図は、土地利用基本計画の計画図のうち、青梅市の一部をお示したものでございます。青梅市は、市域全体が都市地域となっており、その中で3カ所を例示といたしまして図中吹き出しで示してございます。

例えば、左下の地域につきましては、「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地

域」の4つの地域が重複して指定されてございます。このように、複数の地域が重複して指定されている場合、土地利用の調整について、調整指導方針として、土地利用基本計画書に定められてございます。

具体的には、図中右上の吹き出しに示しております地域につきましては、「都市地域」と「森林地域」が重複してございますが、この組合せによる地域の調整指導方針は、吹き出しのかぎ括弧にございますように、「森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めるものとする」としてございます。

続きまして、3ページを御覧ください。上段に計画の変更手順をお示ししてございます。

土地利用基本計画の変更に当たりましては、庁内に設置した土地利用調整会議で原案を取りまとめ、関係区市町村の意見聴取、国土交通省との事前調整を経て、今回の議案を当審議会に付議してございます。今回の審議結果を踏まえまして、変更案を作成し、国土交通大臣に協議の上、変更を決定し、告示する予定となっております。

下段には、これまでの土地利用基本計画の策定経過をお示ししてございます。

昭和49年6月、国土利用計画法の制定及び昭和51年5月、全国計画の策定を受けまして、同年8月に東京都は土地利用基本計画を定めてございます。その後、20回の変更を行っており、直近では平成30年2月、農業地域及び土地利用の基本方向の一部が変更されたことに伴いまして、土地利用基本計画を変更してございます。

土地利用基本計画制度についての御説明は以上でございます。

続きまして、本日御審議いただく内容についてでございますが、お手元のタブレットに表示してございます「審議資料」の1ページを御覧ください。

今回の変更は、都市地域に関するものでございます。

続いて、2ページの「変更総括表」を御覧ください。

都市地域につきましては、現行計画から約44ヘクタール拡大し、約17万4,565ヘクタールに変更するものでございます。

2ページの「変更総括表」と合わせて、モニターの変更位置図を御覧ください。

変更地域といたしましては、大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町及び小笠原村におきまして、これまで公有水面埋立事業が行われた約44ヘクタールのうち、15カ所、合計約39ヘクタールの区域を現行の都市計画区域と一体の都市として、総合的に開発、整備及び保全する地域として、都市地域に追加するものでございます。

残りの5ヘクタールにつきましては、国土利用計画法で定められた縮尺で図面上に表示

不能であるため、変更地域としては取り扱わないものでございます。

続きまして、具体的な事例として、各町村につき1カ所ずつ御説明いたします。

まず、大島町でございます。

タブレットに表示してございます「審議資料」3ページの整理番号1とあわせまして、正面のモニターを御覧ください。

こちらの航空写真は、大島町の元町港をお示ししてございます。

モニター上、赤色で囲った区域、約2ヘクタールにつきまして、公有水面埋立法に基づく埋立しゅん功認可が行われ、このたび、地方自治法に基づく新たな土地の確認が行われました。ついては、行政区域への編入とあわせて都市地域を拡大いたします。

なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

続きまして、新島村でございます。

タブレットに表示しております「審議資料」4ページの整理番号4とあわせまして、モニターを御覧ください。こちらの航空写真は、新島村の新島港をお示ししてございます。

モニター上、赤色で囲った区域、約4ヘクタールにつきまして、行政区域への編入とあわせて、都市地域を拡大するものでございます。

なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

続きまして、神津島村でございます。

タブレットに表示しております「審議資料」4ページの整理番号7とあわせましてモニターを御覧ください。こちらの航空写真は神津島村の神津島港をお示ししてございます。

モニター上、赤色で囲った区域、約4ヘクタールにつきまして、行政区域への編入とあわせて都市地域を拡大いたします。

なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

続きまして、三宅村でございます。

タブレットに表示してございます「審議資料」5ページの整理番号9とあわせましてモニターを御覧ください。こちらの航空写真は、三宅村の三池港をお示ししてございます。

モニター上、赤色で囲った区域、約2ヘクタールにつきまして、行政区域への編入とあわせて都市地域を拡大するものでございます。

なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

続きまして、八丈町でございます。

タブレットにお示ししてございます「審議資料」は、5ページ、整理番号11とあわせま

してモニターを御覧ください。こちらの航空写真は、八丈町の神湊港をお示ししてご
います。

モニター上の赤色で囲った区域、約2ヘクタールにつきまして、行政区域への編入とあ
わせて都市地域を拡大いたします。

なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

最後でございます。小笠原村でございます。

タブレットに表示してございます「審議資料」6ページの整理番号14とあわせてモニタ
ーを御覧ください。こちらの航空写真は、小笠原村父島の二見漁港をお示ししてござい
ます。

モニター上、赤色で囲った区域、約5ヘクタールにつきまして、行政区域への編入とあ
わせて都市地域を拡大するものでございます。

なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

このほか、9地域につきましても、同様の変更でございます。なお、これらの変更内容
につきましては、あらかじめ関係町村への意見聴取及び国の事前調整を行ってございまし
て、いずれも異議なしとの回答を得てございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の審議内容に御了承をいただきましたら、国
土交通大臣への協議を経まして、本年7月に決定を行う予定となっております。

議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中井会長

ありがとうございました。

説明は以上でございますので、これから審議に入りたいと思います。

それでは、御意見、御質問を承りたいと思います。御質問、御意見、ございます方は挙
手の上、御発言いただければと思います。

それでは、清水委員。

○清水委員

1点だけ確認させていただきたいのですけれども、今回の都市地域の変更時期なので
すけれども、審議資料を見させていただきますと、昭和の時代に公有水面埋立法に基づくし
ゅん功認可の手続がなされている箇所が幾つかあります。これがこのタイミングで一斉に
変更するその理由というのがはっきりしなくて、もう少し明確にさせていただきたいな
うふうに思います。

○中井会長

事務局より回答をお願いいたします。

○高橋土地利用計画課長

土地利用計画課長でございます。

今の御質問の変更時期のタイミングのお話でございますけれども、都市地域への編入につきましては、公有水面埋立事業のしゅん功認可後、地元町村で行う行政区域編入手続の進捗状況に応じまして、港湾管理者である港湾局さんと調整を図りながら進めているものでございます。

このたび、平成 30 年度に各町村議会の議決によりまして、漁港を含む全ての未編入埋立地の行政区域編入手続がなされました。そういったことから、このたび、都市地域を一斉に変更するものでございます。

○中井会長

どうぞ。

○清水委員

かなり長い期間を経て、今日は市町村の代表の方はいらっしゃらないようなのですけれども、こういう形でそれは今まで、変な言葉で言うと放っておかれたというようなことになってしまうのですけれども、速やかにできなかったのかなというのが疑問なのです。

○中井会長

事務局でお答えできますか。

○高橋土地利用計画課長

これまで昭和の時代から埋立てが進められていまして、直近では平成に埋め立てられたものもあります。

そういったものが今回、一定程度取りまとまって、まさに先ほど申しましたように、町村議会のほうで、行政区域編入の手続の議決がなされたということでございます。

それで、港湾管理者である港湾局さんとも調整も済んだということでございますので、このタイミングで整理させていただいたというものでございます。

○中井会長

よろしいでしょうか。

○清水委員

いいです。

○中井会長

ほかにはいかがでしょうか。

特に御発言はございませんか。

特に御発言がないようでございますので、議案についてお諮りをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中井会長

それでは、議案についてお諮りいたします。

原案のとおりお認めするということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中井会長

ありがとうございます。異議なしということで、お認めいただいたものとさせていただきます。

なお、ただ今の議決につきまして、本審議会を代表して、後ほど私のほうから答申させていただきます。御了承いただければと思います。

本日、用意されております議事は以上でございますが、その他、何か委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

特にないようでしたら、事務局のほうから何か連絡事項等ございますか。

○山本広域調整課長

特にございません。

○中井会長

それでは、特にないということでございますので、審議会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様、議事の進行に御協力ありがとうございました。

午後2時30分閉会